

岐阜県産科医療機関確保事業費補助金交付要綱

平成21年7月3日制定

平成22年8月24日一部改正

平成27年2月13日一部改正

平成28年12月1日一部改正

令和5年4月3日一部改正

(総則)

第1条 県は、分娩を取り扱う病院及び診療所（以下「産科医療機関」という。）が減少している現状を鑑み、身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、市町村等が行う産科医療機関確保事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村等に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、産科医療確保事業等実施要綱（平成21年4月1日付け医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知。以下「実施要綱」という。）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、実施要綱において使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、実施要綱第1の3の設置基準を満たす産科医療機関を整備し、かつ実施要綱第1の2に該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業等)

第4条 この補助金の交付の対象は、実施要綱第1に基づき補助事業者が行う事業のうち、運営費及び設備整備費とし、その基準額、経費及び補助率は次の表のとおりとする。

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
運営事業	1 か所あたり (1) 分娩取扱期間 年間9月以上 16,000 千円 (2) 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 10,667 千円 (3) 分娩取扱期間 年間6月未満 5,333 千円 (注) 交付額は、調整の上決定することもありうること。	産科医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 法定福利費 5 報償費(謝金)	3分の2
設備整備事業	1 か所あたり 8,921 千円	産科医療機関として必要な分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等の購入費	10分の10

(補助金額の算定方法)

第5条 補助金額は、事業ごとに、次の各号のいずれか小さい額に前条の表第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 一 前条の表第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して小さい方の額
- 二 総事業費から周産期医療部門の診療収入額及び寄付金その他収入額を控除した額

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付されているものとする。

- 一 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更(ただし、補助金額の変更であって交付決定額の30パーセント以内の減額変更を除く。)をする場合は、別記第2号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 補助事業者は、補助事業の内容の変更(ただし、補助金の増額を伴わない補助事業の内容であって補助事業に関する経費の30パーセント以内の変更を除く。)をする場合は、別記第3号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第4号様式によりあらかじめ知事の承認を受けること。

四 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の進行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

五 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(変更申請期限)

第8条 補助事業者は、前条第1号から第3号までの承認を受けようとするときは、毎年度1月15日までに申請を行わなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第11条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第12条 補助金の額の確定通知書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第13条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払による補助金の交付は、規則第5条の規定により決定した補助金の額の2分の1以内の額で行うものとする。

(補助金の交付請求書)

第14条 補助金の交付請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助事業に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、別記第8号様式によりその確定額を速やかに知事に報告するものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者が、全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら申告を行わず、本部（本社又は本所等）において消費税等の申告を行っているものである場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による報告があった場合は、補助事業者に対して当該仕入控除税額に相当する金額を県に返還させるものとする。

（暴力団の排除）

- 第16条 第6条第1項の申請書の提出があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

- 第17条 規則第21条第2号の規定により知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加額が単価50万円（市町村以外の者にあつては、30万円）以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第21条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円（市町村以外の者にあつては、30万円）以上の機械及び器具を、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（書類、帳簿等の整備）

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を作成しなければならない。
- 2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項に定める書類の保存期間は、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間とする。
 - 3 前項の場合において、第17条第1項に定める財産を取得した場合は、前項に定める期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで、第1項に定める書類を保管しなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

- 第19条 この要綱により提出する書類の提出部数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める部数とする。
- 一 書面により提出する場合 3部（補助事業者の所在地が岐阜市である場合は、2部）
 - 二 電子ファイルにより提出する場合 1部

2 補助事業者は、この要綱の規定により書面又は電子ファイルを提出するときは、所管保健所長を経由するものとする（所在地が岐阜市である場合を除く）。

（補助事業の表示）

第20条 補助事業者は、補助事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

（適用）

1 この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

2 平成25年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（適用）

1 この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

2 平成27年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（適用）

1 この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記

第1号様式（第6条関係）（その1）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

補助事業者名

年度岐阜県産科医療機関確保事業費（運営費）補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 県補助申請額 金 円
- 2 所要額調書 別紙1のとおり
- 3 事業計画書 別紙2のとおり
- 4 所要額明細書 別紙3のとおり
- 5 添付書類

（1）当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること）

（2）その他参考となる資料

産科医療機関確保事業費所要額調書

補助事業者名：

(単位：円)

区分	総事業費 (A)	診療収入及び寄付金 その他収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助所要額 (G)
産科医療機関 確保事業 (運営費)							
合計							

(注) 1 A欄は、産科部門にかかる以下の経費等を記入すること。

- ・ 人件費（補助対象経費以外を含む。）
- ・ 医療経費（薬品費、診療材料費、検査委託費、衛生材料費、委託費、医療消耗備品費、医療雑費、患者給食費 等）
- ・ 運営経費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、医師賠償責任保険料、賃借料、被服費、福利厚生費、旅費、消耗品（備）品費、会議費、図書購入費、雑費、光熱水費、修繕費、火災保険料、業務委託費、診療報酬手数料、租税公課、広告費 等）
- ・ 減価償却費・資産減耗費（建物、構築物、医療機器等備品 等）

2 F欄はD欄とE欄を比較して少ない方の額を記入すること。

3 G欄はC欄とF欄を比較して少ない方の額（1,000円未満は切り捨てる。）を記入すること。

2. 産科医療機関運営事業計画書

補助事業者名：

施設名	開設者	診療科名	病床数 (床)	診療時間 (時分)		運営計画	診療予定 日数	医師の確保状況	前年度における 診療収入額
				平日	休日				

- (注) 1. 「診療科名」及び「診療時間」欄は、標ぼう診療科名及び診療時間を記入すること。
2. 「運営計画」欄は、「毎週○曜日～○曜日」、「毎週○曜日」等、当該診療所の診療計画について記入すること。
3. 「診療予定日数」欄は、運営計画に基づく当該年度の診療予定延日数を記入すること。
4. 「医師の確保状況」欄は、医師確保の現状又は、予定について「常勤医師○人」、「非常勤医師○人(週○日○病院より)」、医師派遣に寄る場合には、「派遣先の病院名および日数」等を簡記すること。

3. 産科医療機関確保事業所領額明細書（個別表）

(1) 支出

補助事業者名：

区分	支出予定額			基準額 (B)	選定額 (A)又は(B)のいずれか 少ない方の額	摘要 支出予定額について算 出基礎を記載すること
	員数	単価(円)	金額(円)(A)			
(事務費)						
1. 報酬						
2. 給料						
医師						
看護師						
用務員						
その他						
3. 職員手当等						
医師						
看護師						
用務員						
その他						
4. 法定福利費						
医師						
看護師						
用務員						
その他						
5. 報償費						
合計						
(その他)						
6. ○○○						対象とする経費以外 のものの支出予定の経 費を計上すること
総計						

(2) 収入

区分	収入見込額(円)	摘要（算出基礎を記入すること。）
診療収入		
寄付金その他の収入		
計		

(記入上の注意事項)

1. 区分欄は、該当の名称がない場合は、内容を検討し、補助対象と類似しているときは、具体的に○○費として計上し、対象とする経費以外の場合は、「その他」の経費に計上し、内容は摘要欄に記入すること。
2. 「支出予定額」は、当該年度分の支出予定額を計上し、その算出基礎を具体的に明らかにすること。

第1号様式（第6条関係）（その2）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

補助事業者名

年度岐阜県産科医療機関確保事業費（設備整備費）補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 経費所要額調 別紙1のとおり
- 3 事業計画書 別紙2のとおり
- 4 添付書類
 - ・当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること）
 - ・医療機器等のカタログ及び見積書
 - ・その他参考となる書類

経費所要額調

補助事業者名：

(単位：円)

区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引事業費	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	県補助基本額	県補助所要額
産科医療機関 確保事業費補助金 (設備整備費)								
合計								

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る分のみ記入すること。
2 「選定額」欄には、「対象経費支出予定額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
3 「県補助基本額」欄には、「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
4 「県補助所要額」欄には、「県補助基本額」に補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)

設備整備事業計画書

事業区分	産科医療機関設備整備事業	計画年度	年度
------	--------------	------	----

団体名（開設者）	医療機関名	所在地

1. 産科医療機関の状況等（特に指定のない限り計画年度の前年度末現在で記入すること）

病床数	（一般）	床	（その他）	床	（合計）	床	産科・産婦人科以外の診療科	
計画年度における分娩取扱期間						～	診療日数	日／週
所在する地域	（所在する地域に応じて、ア～ウのいずれかを○で囲む）							
	ア、前年度末において、分娩を取り扱う病院数が1以下、かつ、分娩を取り扱う診療所数が2以下である二次医療圏							
	二次医療圏名：							
	他の産科医療機関名：							
	他の産科医療機関名：							
最寄産科医療機関の状況	イ、次に掲げる地域で、他に参加医療機関のない離島（該当する法律の番号を○で囲む）							
	1、離島振興法		3、小笠原諸島振興開発特別措置法					
	2、奄美大島群島振興開発特別措置法		4、沖縄振興特別措置法					
	ウ、その他の地域（過疎法、山村法、豪雪法）							
	最寄医療機関の名称				定期交通機関の状況（自家用自動車の場合は、別掲）			
				区分	距離(km)	所要時間(分)	1日の運行回数(回)	
							通常	冬季積雪期
最寄医療機関の所在地				バス				
				鉄道				
				船舶				
最寄医療機関の状況				徒歩				
病床数	床			計				
診療日数	日／週			自動車				
前年度の分娩件数		件	計画年度における健康診査実施の有無		有	無	分娩費の金額	円
集約化・重点化計画との関係								
都道府県知事の意見（設置基準をすべて満たさない場合）								

2. 医療機器等整備内訳

品名	銘柄	規格	員数	単価(円)	金額(円)	設置場所	新規・更新	備考

3. 購入金額の設定根拠

1. 業者見積	2. 定価の（ ）%	3. その他（ ）
---------	------------	-----------

4. その他参考事項（別紙（様式は任意）を用い具体的に記入すること）

(1) 設備整備を必要とする理由（具体的に）
(2) 当該施設における過去5年間の入院外来患者数の推移

第2号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

補助事業者名

年度岐阜県産科医療機関確保事業費（運営費・設備整備費）
補助金に関する補助事業経費の配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に関する
補助事業について、下記のとおり経費の配分を変更したいので、承認されるよう申
請します。

記

1 配分変更の内容

2 配分変更の理由

第3号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

補助事業者名

年度岐阜県産科医療機関確保事業費（運営費・設備整備費）
補助金に関する補助事業の内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に関する
補助事業の内容について、下記のとおり内容を変更したいので、承認されるよう申
請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第4号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

補助事業者名

年度岐阜県産科医療機関確保事業費（運営費・設備整備費）
補助金に関する補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に関する
補助事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）の理由

第5号様式（第11条関係）（その1）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

補助事業者名

年度岐阜県産科医療機関確保事業費（運営費）
補助金に関する実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に関する
事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 県補助精算額 金 円
- 2 所要額精算書 別紙1のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙2のとおり
- 4 事業実績額明細書 別紙3のとおり
- 5 添付書類

（1）当該事業に係る歳入歳出決算書の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に
記入すること）

（2）その他参考となる資料

産科医療機関確保事業費所要額精算書

補助事業者名：

(単位：円)

	総事業費 (A)	診療収入及び 寄付金その他 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助 所要額 (G)	県補助 交付決定額 (H)	県補助 受入額 (I)	差引過 △不足額 (I)-(G)=(J)
産科医療機関 確保事業 (運営費)										
合計										

(注) 1 A欄は、産科部門にかかる以下の経費等を記入すること。

- ・人件費（補助対象経費以外を含む。）
- ・医療経費（薬品費、診療材料費、検査委託費、衛生材料費、委託費、医療消耗備品費、医療雑費、患者給食費 等）
- ・運営経費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、医師賠償責任保険料、賃借料、被服費、福利厚生費、旅費、消耗品（備）品費、会議費、
図書購入費、雑費、光熱水費、修繕費、火災保険料、業務委託費、診療報酬手数料、租税公課、広告費 等）
- ・減価償却費・資産減耗費（建物、構築物、医療機器等備品 等）

2 F欄はD欄とE欄を比較して少ない方の額を記入すること。

3 G欄はC欄とF欄を比較して少ない方の額（1,000円未満は切り捨てる。）を記入すること。

4 I欄は補助事業者が県会計管理者から県の補助金の交付を受けて実際に受領した額を記入すること。

2. 産科医療機関確保事業実績報告書

補助事業者名：

(1) 受診者数及び診療日数調

区分	年間計	備考
受診者数 (A)	人	
分娩件数	人	
実診療日数 (B)	日	
1日平均受診者数 $\frac{(A)}{(B)}$	人	

(2) 医師、看護師駐在日数調

区分		勤務日数												備考	
		年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年 1月	2月	3月		計
医師	常勤														
	非常勤														
看護師	常勤														
	非常勤														

(作成上の注意)

1. 本欄は、すべて当該年度（当該年4月1日～翌年3月31日間）の実績により作成するものであること。
2. 「実診療日数」は、実際に診療に当たった日数を記入すること。

3. 産科医療機関運営費実績額明細書（個別表）

(1) 支出

補助事業者名：

区分	支出済額			基準額 (B)	選定額 (A)又は(B)のいずれか 少ない方の額	摘要 支出済額について内訳 を記載すること
	員数	単価(円)	金額(円)(A)			
(事務費)						
1. 報酬						
2. 給料						
医師						
看護師						
用務員						
その他						
3. 職員手当等						
医師						
看護師						
用務員						
その他						
4. 法定福利費						
医師						
看護師						
用務員						
その他						
5. 報償費						
合計						
(その他)						
6. ○○○						対象とする経費以外 のものの支出済の経費 を計上すること
総計						

(記入上の注意事項)

1. その他の経費については、摘要欄に内訳を記入すること。

(2) 収入

年月	診療収入 (円)				寄付金その他の収入額 (円)				合計(円)	摘要
	国民健康保険	社会保険	窓口徴収分	計	文書料	不用物品 売払代	寄付金その 他の収入	計		
年4月										徴収決定済額 円
5月										
6月										
7月										収納率 %
8月										
9月										
10月										不用物品売払代内訳
11月										
12月										
年1月										寄付金その他の収入内訳
2月										
3月										
計										

(注) 当該年度以前の調定にかかる収納済額については、診療収入のそれぞれに該当する欄の上段に () 書きで再掲すること。

第5号様式（第11条関係）（その2）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

補助事業者名

年度岐阜県産科医療機関確保事業費（設備整備費）
補助金に関する実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に関する
事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 県補助精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 別紙1のとおり
- 3 事業報告書 別紙2のとおり
- 4 添付書類
 - ・当該事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること）
 - ・契約書の写し、検収調書の写し
 - ・その他参考となる書類

経費所要額精算書

補助事業者名：

(単位：円)

区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引事業費	対象経費の実支出額	基準額	選定額	県補助基本額	県補助所要額	県補助交付決定額	県補助受入済額	差引過(△)不足額
産科医療機関確保事業(設備整備費)											
合計											

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る分のみ記入すること。
2 「選定額」欄には、「対象経費実支出額」と「基準額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
3 「県補助基本額」欄には、「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
4 「県補助所要額」欄には、「県補助基本額」に補助率を乗じて得た額と「県補助交付決定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。
(千円未満切り捨て)

事業実績報告書（事業年度 年度）

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の種類(補助金名) 岐阜県産科医療機関確保事業費補助金（設備整備費）
- 3 設備整備の内容

	品名	銘柄	規格	員数	単価(円)	金額(円)	設置場所	備考
1 補助対象事業分								
	小計	—	—	—	—		—	
2 補助対象外事業分								
	小計	—	—	—	—		—	
合計		—	—	—	—		—	

第6号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者名 様

岐阜県知事 印

年度岐阜県産科医療機関確保事業費補助金（運営費・設備整備費）
の交付額の確定について

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度岐阜県産科医療機関確保事業費補助金（運営費・設備整備費）については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第14条の規定により、交付額を下記にとおり確定したので通知します。

記

別表

（単位：円）

事業名	事業費	補助対象経費	交付決定額	確定補助金額

第7号様式（第14条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

補助事業者名

発行責任者氏名 :

担当者氏名 :

連絡先(電話番号) :

年度岐阜県産科医療機関確保事業費補助金（運営費・設備整備費）
補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金の交付を
受けたいので、下記のとおり請求します。

記

金 円

*口座振込先

- ・金融機関名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号

（概算払いにより交付を受けようとする場合には、次を付記すること。）

- ・交付決定額 円
- ・既受領済額 円
- ・今回概算交付請求額 円
- ・残 額 円

第8号様式（第15条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税仕入控除額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岐阜県産科医療機関確保事業費（運営費・設備整備費）補助金について、岐阜県産科医療機関確保事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除額（要県補助金返還相当額）

金 円

（注）内訳資料その他参考となる書類を添付すること。